

令和6年12月2日より健康保険証の発行が廃止されます

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。

安心してマイナ保険証をご利用いただくことや円滑な健康保険の手続きを可能とするため「資格情報のお知らせ」を事業所に送付しております。従業員様への配付について、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

「資格情報のお知らせ」の内容

1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁をご本人にご確認いただきます。

※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載がありません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封します。



②「資格情報のお知らせ」です。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

**給付金等の
申請に！**

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

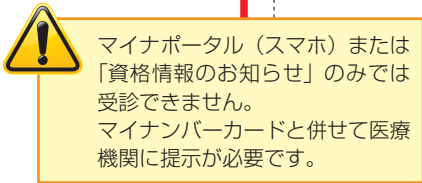
**医療機関等の
受診時に！**

- オンライン資格確認等システム※
を導入していない医療機関や健
診機関等でもマイナ保険証と併
せて受診できます。
- ※健康保険の資格情報等が確認できるシ
ステム

送付物
イメージ

[illegible]

健康保険証廃止後の医療機関等受診方法

受診方法	令和6年												令和7年												令和8年											
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7										
健康保険証	現在												R6.12.2～												R7.12.2～ R7.12.2以降使用不可											
マイナ保険証が使える医療機関等を受診するときは…																																				
マイナ保険証（マイナンバーカード）																																				
	【「マイナ保険証」の取得方法】マイナンバーカードを入手後、保険証の利用登録*を行う。 ※医療機関等窓口のカードリーダー、セブン銀行ATM、マイナポータルでマイナ保険証の利用登録が可能。																																			
マイナ保険証をお持ちでない方は…																																				
資格確認書																																				
	【「資格確認書」の取得方法】 ・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に送付（申請不要）																																			
マイナ保険証が使えない医療機関等を受診するときは…																																				
マイナポータル（スマホ）+マイナンバーカード																																				
																																				
資格情報のお知らせ+マイナンバーカード																																				
	【「資格情報のお知らせ」の取得方法】 ・資格取得時に送付（申請不要） ・既加入者には、令和6年9月に送付 ※従業員様への配付をお願いいたします。																																			
																																				

協会けんぽが健康経営を サポートします!



協会けんぽ新潟支部では、事業所の健康経営サポート事業「にいがた健康経営宣言」を行っています。エントリーいただくと、健康づくり講座や健康づくりポスターなどで、取り組みをサポートします。ぜひご利用ください。



BSN健康寿命延伸キャンペーン
にいがたケンジュ
プロジェクト

にいがたケンジュ プロジェクト に参加しています!

BSN新潟放送が2019年4月にスタートした新潟県民の健康寿命延伸を推し進めるプロジェクト。新潟県が掲げる「健康立県」の実現に向けて、新潟県民の健康課題解決に向けた広報を実施し広く県民に周知しています。

にいがたケンジュ
プロジェクトHPはこちら



にいがた 健康経営宣言

【にいがた健康経営宣言とは】

協会けんぽに加入している事業所の事業主様が、従業員の健康づくりに取り組むことを意思表示し、掲げた宣言項目の達成に向けた健康づくりを実践するものです。

健康経営を始めるなら、まずはエントリー!健康経営の取り組みを進めるサポートキットをお送りします。



エントリー方法など
詳しくはこちら



健康づくり 講座

無料

食生活、運動、デンタルケア、たばこ、早期発見・早期治療、メンタルヘルスをテーマにした、健康づくり講座は全部で19種類。事業所の健康課題に応じて、お選びください。

講師派遣、オンライン講座、VOD
(ビデオオンデマンド:動画配信)、DVD視聴
による4つの形式から選べます。

講座一覧・
申込はこちら



健康づくり ポスター

無料

従業員の健康意識の向上に「健康づくりポスター」掲示をオススメしています。事業所の健康課題を踏まえて、44種類のポスターからお選びください。協会けんぽホームページから印刷して、すぐご利用いただけます!

ダウンロード・
申請はこちら



「にいがた健康経営宣言事業所」の 取組事例をご紹介します

株式会社 アイテック



「健康経営優良法人2024」認定事業所

住所:村上市坪根341-20 社員数:127名 事業内容:航空機用内装部品製造



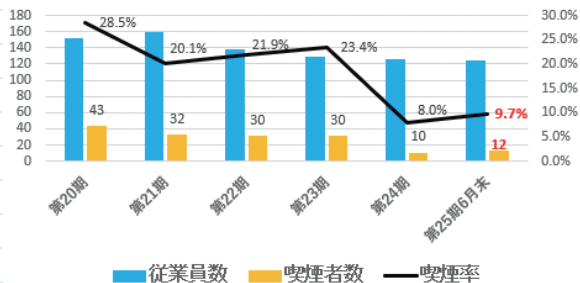
代表取締役社長 小山 英哲 様

健康経営取組のきっかけ

創業時から「より良い人生に、ともに成長し、みんなが幸せに」を企業理念としていましたが事業経営に落とし込むことができずにいました。2014年から繁忙状態が続き、2018年までの間は残業時間の増加や休暇が取得しにくい環境となり、健診の要再検査者の増加やストレスチェックの評価低下などの問題が顕著となりました。

コロナ蔓延により経営に影響が出たこともあり、健康経営の推進が事業の継続と発展の重要なファクターであると認識し健康経営に取り組み始めました。

健康づくりの取組内容



社内の健康宣言には、「定期健診受診率100%」「二次検診受診再検査100%」「特定保健指導実施機会の提供」など8つの取組内容が示されており、各項目とも非常に高い数値となっています。取組内容の一例として毎朝、就業時間内に全従業員がラジオ体操を実施し、一日けがの無いように取り組んでいます。また、6月を「禁煙強化月間」と位置づけ、「喫煙と体に及ぼす影響について」社員に周知し、この間に禁煙宣言した従業員には禁煙支援手当を支給しています。5年間で喫煙者割合が28.5%から9.7%と約20%減少するなど喫煙者減少の取組効果が出ています。

社内のクラブ活動も充実しています！



健康経営を推進するためにソフトボールやウォーキングなど7つのクラブ活動を導入しており、社員1名あたりに補助金を支給し活動を推進しています(全従業員の約半数が参加)。日頃の業務では交流の機会が取れない中、従業員間のコミュニケーションの促進が図られています。

写真は、6月に「釣りクラブ」と「ものづくり体験文化クラブ」とがコラボして開催したキス釣り大会の様子です。大会終了後には2枚おろしの調理法の勉強会を開催し、刺身やフライにして美味しくいただき笑顔が絶えない有意義な一日になりました。

編集後記

取材の最後に社内を案内していただき航空機用内装部品の製造工程を見学させていただきました。その際に社員の方々から挨拶があり社内の良い雰囲気が感じられました。社内のスローガンに「Be Healthy for a Good Life」とあり、良い人生を送るためには健康でいることが大切と私は理解しました。

健康経営優良法人2025に申請してみませんか！

大規模法人

令和6年10月11日(金)17時締切

中小規模法人

令和6年10月18日(金)17時締切

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度です。

○健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件				
				中小規模法人部門				
				小規模法人特例				
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診			必須		
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置			必須		
			(求めに応じて) 40歳以上の従業員の健診データの提供			必須		
3. 制度・施策実行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画			必須		健康経営の具体的な推進計画～左記③のうち2項目以上
		健康課題の把握	①定期健診受診率（実質100%）			左記①～⑮のうち13項目以上 ブライ500・ネクストブライ1000は	左記①～③のうち2項目以上	
			②受診勧奨の取り組み					
	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施							
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定				左記④～⑦のうち1項目以上	左記④～⑦のうち1項目以上
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み					
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み					
		仕事と治療の両立支援	⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み（⑬以外）					
	(3) 従業員の心と身体 の健康づくりに関する 具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み				左記⑧～⑮のうち4項目以上	左記⑧～⑮のうち3項目以上
			⑨食生活の改善に向けた取り組み					
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み					
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み					
			⑫長時間労働者への対応に関する取り組み					
			⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み					
		感染症予防対策	⑭感染症予防に関する取り組み					
		喫煙対策	⑮喫煙率低下に向けた取り組み					
			受動喫煙対策に関する取り組み				必須	
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善			必須		
5.法令遵守・リスクマネジメント（自主申告） ※誓約事項参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等			必須		

健康経営優良法人認定制度はこちらをご覧ください



新潟県内の宣言事業所

1,800社を超えました

「健康経営優良法人認定」を目指して

にいがた健康経営宣言にエントリーください！

○にいがた健康経営宣言の取り組み項目

- ① 事業主の健康宣言
- ② 健康づくり担当者の設置（健康保険委員）
- ③ 健康診断実施率100%受診
- ④ 特定保健指導実施率35%以上
- ⑤ 職場の受動喫煙対策
- ⑥ 健康づくりの実践（下記より1項目以上）

- ☐ 身体活動・運動
- ☐ たばこ

- ☐ 食生活・栄養
- ☐ アルコール

- ☐ こころの健康づくり・休養
- ☐ 歯・口腔内の健康づくり

※③と④が数値に達していない場合は、その数値を目標にして取り組みましょう



まずは「事業所カルテ」で自社の健康度をご確認ください！

事業所カルテ
依頼書はコチラ

